

# 処 分 基 準

令和4年4月1日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第48条
処 分 の 概 要：警備業者に対する指示
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活保安課（TEL 017-723-4211）
備 考：